

老人保健

# お医者さんにかかるときの 一部負担金が軽減されます

## 老人保健とは

健康保険に加入している人は、75歳(一定の障害があると認定された場合は65歳以上)になると、加入している健康保険の資格に加えて老人保健の適用が受けられ、お医者さんにかかるときの一部負担金が軽減されます。

ただし、昭和7年9月30日以前



生まれの人は、従来どおり老人保健の対象(一定の障害があり、市長の認定を受けた65歳以上の人も同様)です。

お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときは、窓口健康保険証、健康手帳、老人医療受給者証を必ず提出してください。

老人保健制度は、世帯や所得の状況により、自己負担割合が1割と2割に分かれています。老人医療受給者証がないと負担割合の正しい判定ができません。

入院したときは  
次に該当する人は、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示すれば、入院時の自己負担額および食費負担が減額されます。この認定証は、保険年金課に申請し、認定された場合に交付されます。

・住民税非課税の世帯に属する人(住民税非課税)と、そのうち世帯員の所得がない人または年金収入だけの場合65万円以下である人(住民税非課税)

窓口で支払うお金は

医療機関などの窓口では、かつた医療費の1割または一定以上所得者は2割を負担します。

ただし、入院の場合は限度額があります。

○一定以上所得者とは

同一世帯に一定の所得以上(市民税課税所得が124万円以上)の70歳以上の人または老人保健対象者がいる人。

ただし、一定所得以上でも70歳以上の人および老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満(70歳以上の人および老人保健対象者が一人の世帯の場合は年収450万円未満、二人以上の世帯の場合は世帯の年収637万円未満)であることを申請により認定された場合は1割負担となります。

所得判定は毎年8月1日を基準に見直しを行います。

高額医療費が支給されます

外来や入院などで、同じ月内の自己負担額が限度額を超えた場合、後日申請して老人保健から払い戻しを受けることができます(保険の適用を受けない診療や差額ベッド代などは対象外です)。

高額医療費が支給される人には、受診月の2〜3カ月後に、該当通知書を送付しています。通知が届いた人は早めに保険年金課で手続きをしてください。また、住民税非課税に該当する人は、限度額が減

額されますので、負担額減額認定の申請をしてください。

こんなときには届け出を

転入や転居などにより世帯構成などが変わったり、加入している健康保険証が変わった場合は、届け出が必要です(左表参照)。

受給資格の変更による正しい医療費の支払請求が出来なくなりま

すので、届け出を忘れずにお願

| こんなときには届け出を             | 届け出に必要なもの                           |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 転入してきたとき                | 健康保険証・負担区分証明書                       |
| 転出するとき                  |                                     |
| 死亡したとき                  | 医療受給者証・国民健康保険証・介護保険証                |
| 住所が変わったとき               |                                     |
| 医療保険の変更およびそう失(記号番号変更含む) | 健康保険証 社会保険証など・医療受給者証                |
| 65歳以上で一定の障害があるとき        | 印鑑・健康保険証と身体障害者手帳・障害年金証書・診断書のいずれかの書類 |
| 医療受給者証をなくしたとき           | 健康保険証・印鑑                            |

# 医療費が大きくなったとき 高額療養費が支給されます

1カ月の自己負担額が  
限度額を超えたときに支給

高額療養費は、国民健康保険加入者が一定額を超える自己負担分医療費を支払ったとき、申請して認められれば、限度額を超えた分が国民健康保険から支給されます。同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が左表の

| 70歳未満の人の自己負担限度額 |  |
|-----------------|--|
| 負担区分            | 入院・外来  |
| 上位所得者           | 139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合超えた分の1% (77,700円) |
| 一般              | 72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合超えた分の1% (40,200円)  |
| 市民税非課税世帯        | 35,400円 (24,600円)                              |

○上位所得者とは国民健康保険税算定の基礎控除後の所得が670万円を超える世帯のこと

| 70歳以上の人の自己負担限度額 |         |   |
|-----------------|---------|---|
| 負担区分            | 外来【個人】  | 外来 + 入院【世帯ごと】                                 |
| 一定以上所得者         | 40,200円 | 72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合超えた分の1% (40,200円) |
| 一般              | 12,000円 | 40,200円                                       |
| 低所得者            | 8,000円  | 24,600円                                       |
| 低所得者            |         | 15,000円                                       |

○低所得者とは、国保に加入している世帯員全員が市民税非課税  
○低所得者とは、国保に加入している世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得が一定基準以下

( )内は過去12カ月以内に4回以上高額支給があった場合の4回目以降の限度額

限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。また、70歳以上で高齢支給者証をもっている人は、左下表の限度額が設定されています。

支給対象者には「該当通知書」を郵送しています。高額療養費が支給される世帯には、「該当通知書」を郵送していま

す。この通知を受け取ったら、指定された期間内に、印鑑・医療費の領収書・病院などが発行したものの・該当通知書を持って保険年金課で申請手続きをしてください。

くわしくは保険年金課 ☎ 201526(へ)。

## 高齢福祉年金

8月期の支払いは  
11日から

老齢福祉年金は明治44年以前に生まれた人など、限られた人が受けている年金です。この年金を受けている人に、8月期の支払い金額を記入した年金証書が、千葉社会保険事務局年金課から支払い開始日前に郵送されます。

8月期の年金支払いは11日(水)からです。

年金の支払いを受けたら、年金証書は保険年金課へ提出してください。これは、次回11月支払い分からの年金額を決定して証書に記入するためです。

また、老齢福祉年金受給者が新たに厚生年金や恩給などの公的年金を受けられるようになったときやそのほか変更が生じた場合は、

早めに保険年金課へ届け出をしてください。

くわしくは保険年金課 ☎ 201547(へ)。

## 8月1日は水の日

水は貴重な資源

夏は水の使用量が最も多くなる季節です。水について関心を高め理解を深めてもらおうと8月1日が水の日に定められました。わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。水を使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。

くわしくは市水道部業務課 ☎ 220269(へ)。

## 印旛沼周辺の土地改良施設

施設の周辺では遊ばないで

印旛沼周辺には多くの土地改良施設があります。このような施設で子どもたちの事故が多発しています。事故は大人のちよっとした心遣いで防げるものです。次のような場所には子どもを近づけないよう気を付けましょう。

○揚排水機場の付近…大きなポン

プで沼や河川から水を吸い込んだり排水したりするため、流れが速く大変危険です。  
○用・排水路、吐き出し水槽、分水槽：水を遠くまで運ぶため流れが速く先が地下埋設管になっている場合も。また、水槽は大変深くなっています。  
○堰、水門、落差上：川をせき止めるため、流れが滝のようになり、付近は滝つぼのように深くなっています。

くわしくは印旛沼土地改良区 ☎ 0434841155(へ)。



迷惑駐車

運転者の

モラルにかかっています

最近、駅周辺だけでなく、住宅街などにも迷惑駐車が横行し、取り締まりを強化して欲しいとの苦情や要請が後を絶ちません。

市では、街頭啓発などを通じ運転者の意識改革を訴えています。また、警察署に取り締まりを要請し、実施してもらっています。

迷惑駐車は最終的に運転者一人ひとりのモラルや良心に頼らざるを得ません。迷惑駐車をする人は、近くの居住者や関係者が多いと思われるので、周囲の人で話し合ってみてください。

くわしくは交通防犯課 ☎ 201527(入)。

市営「成田霊園」

位牌の引き取りをお願いします

市営「成田霊園」では、霊園内に駐車場を整備するため、園内の護守堂を取り壊します。護守堂内に位牌を預けていた人は、8月30日(月)までに引き取りをお願いします。

す。引き取りのなかった位牌には

囲護台墓地管理組合により、次のとおりお被い・お焚き上げをして供養します。みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

日時：9月11日(土) 午前10時  
場所：成田霊園内(囲護台)

くわしくは囲護台墓地管理組合 ☎ 224476 昼間、☎ 225587 夜間、土・日曜日、祝日(または環境衛生課 ☎ 201531(入)。

事業所ごみの処理

一般家庭用の集積所には出せません

事業所(飲食店、店舗など)から発生する一般廃棄物(ごみ)は、一般家庭用の集積所には出せません。分別を徹底し、市の処理施設へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

分別方法：「燃やせるごみ」・「ビニール・プラスチック類」・「ビン・カン・ガラス」・「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用「ごみ袋」を使用する。市の処理施設へ自己搬入する場合は「燃やせるごみ」「いすみ清掃工

場 ☎ 361689)

「ビニール・プラスチック類」・「ビン・カン・ガラス」・「金物・陶磁器類」・リサイクルプラザ ☎ 361000)

許可業者に処理を委託する場合、市の「ごみ収集運搬許可業者」へ

くわしくはクリーン推進課 ☎ 201530(入)。

使用済み自動車

処分は適正に

道路などに放置された自動車は、通行の妨げになるばかりでなく、周辺へのごみの投棄により生活環境の悪化を生じます。

市では、成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例により、所有者・使用者に「早急な移動を指導」しています。

放置自動車の発生を防ぐため、廃車は販売店などで手続きをし、責任をもって処分してください。また、空き地の所有者は、自動車などを放置されないよう、柵や看板を設置するなど適正管理に努めてください。

くわしくは環境対策課 ☎ 201532(入)。

タウン・ミーティング

市長と市民との

つどいを開催

タウン・ミーティングは、より

多くの市民の声を市政に反映した「市民参加のまちづくり」を推進することを目的に、市長が直接市民の皆さんから市政に関する意見や提案などを聴き、また語り合っ場として開催されるものです。

参加を希望する人は直接会場へお越しください。

日時：8月18日(水) 午前10時～正午

会場：市役所1階ロビー  
テーマ：市政に関すること

くわしくは市民支援課 ☎ 201507(入)。

成田テレビ中継局

混信障害のない放送を

毎年5月から8月にかけて、外国電波による混信障害により、NHK(東京タワー受信)の総合・教育テレビの映像が時間帯により乱れることがあります。

成田テレビ中継局の電波を受信すると、きれいな画面で見られます。小型のUHFアンテナで民放

を含めた次の7局が受信できます。千葉テレビを受信しているところは、U・U混合器で混合します。

成田中継局のチャンネル

|       |    |
|-------|----|
| NHK総合 | 51 |
| NHK教育 | 49 |
| 日本テレビ | 53 |
| TBS   | 55 |
| フジテレビ | 57 |
| テレビ朝日 | 59 |
| テレビ東京 | 61 |

くわしくはNHK千葉放送局 ☎ 0570003434(入)。

8月の水道水の排水作業日程

水道部では赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますのでご了承ください。

なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

| 作業日     | 予定場所             | 予定時間  |
|---------|------------------|-------|
| 8月2日(月) | 並木町 大久保台・成瀬台 地区  | 午後10時 |
| 8月3日(火) | 並木町(上記以外)・不動ヶ岡地区 | 午後10時 |
| 8月4日(水) | 飯田町・囲護台地区        | 午前4時  |

くわしくは市水道部工務課 ☎ 22-0269(入)。

## 消費生活 相談 Q&A

**Q** 「売り上げ月30～50万円以上」軽貨物ドライバー募集の折り込みチラシを見て説明会に行きました。「仕事はたくさんあるので紹介する。1日13,000円、月30万円以上」との話を聞き、仕事に必要な軽自動車のリース契約をしました。契約後、陸運局への届け出は業者が行い、1カ月後に車を受け取りました。

しかし、自宅に帰っているところを調べたところ、仕事を紹介してくれる保証がないことがわかりました。収入がないと月々のリース代も支払えないので解約したいのですが。

**A** 解約のためには、業者に対し事業者から紹介される仕事をこ

## 軽貨物ドライバー の募集？

なす従業員と思って応募したこと、事業計画や収支の目安も立てず「独立自営業」の自覚がないまま説明を信用して軽自動車のリース契約をしたこと、仕事の紹介はなく、収入が得られないこと、などを書面で業者に申し出てみましょう。

このような契約は、従業員になる雇用契約ではなく、陸運局へ業務用車両ナンバーの届け出を行う「軽貨物配送業」という事業者になる契約であるという認識が必要です。

収入や仕事を紹介することが契約書面などに記載されている場合も、その内容をよく確認し、その根拠などについて、十分理解できるまで事業者に質問するなどしましょう。



契約は、一度締結すると双方の合意がなければ解約は出来ません。不明・不安な点がある場合は急いで契約することはやめましょう。仕事を始めるのに、何らかの費用負担が伴う場合は注意が必要です。契約はくれぐれも慎重に。

くわしくは消費生活センター  
(☎23-1161)へ。

## 相 談 日

| 相談名                            | 期日              | 時間          | 場所                        | 問い合わせ先                           |
|--------------------------------|-----------------|-------------|---------------------------|----------------------------------|
| 市民行政相談                         | 月～金曜日           | 8:30～17:00  | 市役所2階相談室                  | 市民相談室☎20-1507                    |
| 市民生活相談(家事・民事)                  | 月・木曜日           | 9:00～16:00  | 〃                         | 〃                                |
| 法律相談(予約制)<br>(裁判所で係争中の事件は除く)   | 水曜日<br>(11日は除く) | 13:00～16:00 | 〃                         | 〃                                |
| もめごと・なやみごと・苦情相談<br>(人権・行政相談)   | 24日(火)          | 10:00～15:00 | 市役所2階201会議室               | 〃                                |
| 不動産相談                          | 17日(火)          | 10:00～12:00 | 〃                         | 〃                                |
| 税務相談                           | 17日(火)          | 10:00～15:00 | 市役所2階相談室                  | 〃                                |
| 外国人相談<br>(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語) | 12日(木)・26日(木)   | 13:00～16:00 | 市役所2階201会議室               | 〃                                |
| 市民よろず相談                        | 21日(土)          | 13:00～16:00 | イオン成田ショッピングセンター           | 県行政書士会印旛支部<br>作田義美さん☎23-3286     |
| 女性就業(内職)相談<br>(来所前に要電話)        | 水・金曜日           | 10:00～16:00 | 市役所2階女性就業相談室              | 商工観光課☎22-1111 内線2724             |
| 高齢者職業相談                        | 月～金曜日           | 9:00～16:00  | 市役所2階高齢者職業相談室             | 商工観光課☎22-1111 内線2725             |
| 住宅相談(予約制)<br>(新築・増改築に関する相談)    | 12日(木)          | 10:00～12:00 | 成田商工会議所会議室                | 成田商工会議所☎22-2101<br>9日(月)までに申し込みを |
| パートタイマー職業相談                    | 月～金曜日           | 9:00～16:00  | パートサテライト(商工会館1階)          | パートサテライト☎22-8281                 |
| 消費生活相談                         | 月～金曜日           | 10:00～16:00 | 消費生活センター(市役所2階)           | 消費生活センター☎23-1161                 |
| 年金相談                           | 水曜日             | 10:00～15:00 | 市役所1階相談室                  | 保険年金課☎20-1526                    |
| 交通事故相談                         | 3日(火)           | 10:00～15:00 | 市役所2階201会議室               | 交通防犯課☎20-1527                    |
| 心配ごと相談                         | 木曜日             | 10:00～15:00 | 保健福祉館会議室                  | 社会福祉協議会☎27-7755                  |
| 酒害相談                           | 5日(木)・19日(木)    | 9:00～12:00  | 〃                         | 〃                                |
| 家庭児童相談                         | 月～金曜日           | 9:00～16:00  | 市役所1階家庭児童相談室              | 児童家庭課☎20-1538                    |
| 戦没者遺族相談                        | 23日(月)          | 10:00～15:00 | 市役所1階相談室                  | 社会福祉課☎20-1536                    |
| 健康体力相談                         | 3日(火)           | 9:00～12:00  | 市体育館                      | 市体育館☎26-7251                     |
| 就学相談(予約制)                      | 月・火・木曜日         | 9:00～17:00  | 市役所5階会議室                  | 教育指導課☎20-1582                    |
| 教育相談(予約制)                      | 火曜日             | 9:00～16:00  | 教育センター(市立図書館2階)           | 教育センター☎20-6336                   |
| 教育相談(不登校相談も)                   | 月～金曜日           | 10:00～17:00 | 教育相談室<br>(ニュータウンセンタービル6階) | 教育相談室☎28-3234                    |